

○社会労働委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院 付託 委員 議決 本院 議決	衆議院 付託 委員 議決 本院 議決	備考
9	老人保健法等の一部を改正する法律案	衆	六、九、二	六二二二六 六二二二八 修正 六二二二九 修正	六二二〇七 六二二一〇 修正 六二二一一 修正	衆本会議趣旨説明 六二二〇七 二二二 参本会議趣旨説明 二二二 衆へ 二二二 衆同 二二二 意付

国会の議決を求めるの件（二〇件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	院議先	提出月日	参議院 付託 委員 議決 本院 議決	衆議院 付託 委員 議決 本院 議決	備考
106国会 1	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規 定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道 労働組合関係）					
106国会 2	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規 定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国 鉄施設労働組合関係）					
106国会 3	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規 定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄 労働組合関係）					

106 10 国会	106 9 国会	106 8 国会	106 7 国会	106 6 国会	106 5 国会	106 4 国会
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）
(衆)						
			六一、七三三			
			六一、二二七			
			六一、二二七 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認			
			六一、二二八 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認			
			六一、九二一			
			六一、二二五 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認			
			六一、二二七 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認			

老人保健法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、老人保健制度の長期的な安定等を図るため、一部負担金制度及び保険者の拠出金制度の改正、老人保健施設の創設、老人保健施設療養費の支給等の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、外来の一部負担金の減額、加入者按分率の段階的引き上げ等の修正がなされている。

衆議院送付案の主な内容は次のとおりである。

一、老人保健法の一部改正

1 一部負担金の額を、外来一月四百円を八百円（政府原案では千円）に、入院については、二カ月間の限度を撤廃して、一日三百円を五百円に改めること。

2 保険者の拠出金算定に当たり、加入者按分率を一〇〇%とすること。

ただし、昭和六十一年度の十二月一日以降は八〇%、昭和六十二年年度から六十四年度までは九〇%とする（政府原案では、昭和六十二年年度以降一〇〇%）。

3 老人保健施設を創設し、新たな給付として老人保健

施設療養費を支給すること。

(1) 老人保健施設に関する事項

イ 「老人保健施設」とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療（以下「施設療養」という。）を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいうものとする。

ロ 都道府県知事は、営利を目的として、老人保健施設を開設しようとする者に対しては、許可を与えないことができること。

ハ 老人保健施設は、厚生省令で定める施設及び厚生省令で定める員数の従業員を有しなければならぬこと。

ニ 老人保健施設の開設者は、施設療養に関する業務を医師に管理させ、又は自ら管理しなければならないこと。

(2) 老人保健施設療養費の支給

イ 市町村長は、老人医療受給対象者が、老人保健施設から施設療養を受けたときは、当該施設療養に要した費用（食費その他の厚生省令で定める費用を除く。）について、老人保健施設療養費を支給すること。

ロ 老人保健施設療養費の額は定額とし、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴いて厚生大臣が定めること。

ハ 老人保健施設療養費の支給に要する費用の負担は、現行の医療と同様とすること。

4 その他

(1) 老人保健審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、老人保健に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たっては、保健サービス及び福祉サービスとの連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければならないこと。

(3) 高度の医療を提供すると認められる医療機関において療養を受けた場合等に特定療養費を支給すること。

二、国民健康保険法の一部改正

1 保険者は、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納している世帯主又は組合員に対して、被保険者証を返還させ、被保険者資格証明書を交付することができるものとする。

2 被保険者資格証明書が交付されている世帯に属する被保険者に対しては、療養の給付及び特定療養費の支給は行わず、療養を受けたときは、療養費を支給するものとする。

3 保険者は、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納している世帯主又は組合員に対しては、厚生省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払いを一時差し止めることができるものとする。

三、医療法及び社会福祉事業法の一部改正

1 老人保健施設の収容定員数は、公的病床規制において、厚生省令の定めるところにより、地域の既存の病床数に算入すること。

2 生計困難者に対して無料又は低額な費用で老人保健施設を利用させる事業を、第二種社会福祉事業に加え

ること。

四、施行期日

この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行すること（衆議院修正）。ただし、老人保健施設に関する事項等は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、関係審議会への諮問に関する事項等は、公布の日から施行する。

修正要旨

一、一部負担金関係

入院時一部負担金を四百円に改めること。

ただし、市町村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者については、二月を限度とし、三百円とすること。

二、拠出金関係

政府は、この法律の施行後における老人医療費の動向等を勘案し、昭和六十五年までの間に保険者の拠出金の算定方法等に関して検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三、老人保健施設関係

1 老人保健施設等の法的位置づけ及びその適正な配置

について検討するものとする。

2 老人保健審議会の委員数を二十名以内から二十六名以内に増員すること。

3 施設療養費の額及び運営基準のうち医療の取り扱いに関する部分は、中央社会保険医療協議会で審議するものとする。

4 入所者の病状が急変した場合の緊急を要する医療以外の施設療養について、その平均的費用の額を基礎として施設療養費の額を定めるものとする。

5 老人保健施設は、都道府県知事の承認を受けた医師が管理しなければならぬこととし、都道府県知事の承認を受けて医師以外の者に管理させることができることとする。

6 老人保健施設の許可の取り消しについては、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする。

四、その他

1 厚生大臣の定める者が老人保健施設の試行的実施を行うこととする。

老人保健施設に関する規定の施行に際しては、その試行的実施の状況及び老人保健施設の運営等に関する

基本的事項について、国会に報告すること。

2 政府は、老人保健施設について必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、医療給付に対する外来一部負担金の割合が著しく高くなることがあることにかんがみ、必要があると認めるときは、外来一部負担金のあり方に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

五、施行期日

施行期日を昭和六十二年一月一日とすること。

委員長報告

ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主なる内容は、第一に、一部負担金の額について、外来の場合、一月四百円を八百円に、入院の場合、期限を撤廃してその額を引き上げること。第二に、加入者按分率について、本則は一〇〇%とし、昭和六十五年度ま

で段階的に引き上げること。第三に、寝たきり老人等の要介護老人にふさわしい医療サービスと生活サービスを提供する施設として、老人保健施設を創設するとともに、この施設を利用する老人に対する新たな給付として老人保健施設療養費を支給すること。第四に、医療保険制度に準じて特定療養費制度を導入すること。第五に、国民健康保険法を改正し、正当な理由がないのに保険料を滞納している者に対し、給付を一時差し止める等の措置を講ずること等であります。

委員会におきましては、仙台市での地方公聴会、参考人からの意見聴取、地方行政委員会との連合審査を行うとともに、医療保険制度一元化の方向、一部負担引き上げによる受診抑制、保険外負担の実態、退職者医療制度の見込み違いの補てん、加入者按分率引き上げに伴う影響、老人保健施設の医療法における位置づけ・施設療養費の定額制、老人保健事業の実施状況、国民健康保険制度の抜本改正等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党を代表し、岩崎理事より、入院時一部負担金の額、拠出金算定方法に関する検討、老人

保健施設関係等についての修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第百六回国会閣議第一号）

同（全国鉄施設労働組合関係）（第百六回国会閣議第二号）

同（国鉄労働組合関係）（第百六回国会閣議第三号）

同（国鉄動力車労働組合関係）（第百六回国会閣議第四号）

同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第百六回国会閣議第五号）

同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第百六回国会閣議第六号）

要旨

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和六十一年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和六十一年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・四二%相当額に千三百十円を加えた額四千四百二十九円の原資をもつて引き上げるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）外九件につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

各件は、日本国有鉄道及び林野庁所屬の公共企業体等労働関係法上の職員について、その基準内賃金を、本年四月

一日以降、一人当たり、基準内賃金の一・四二%相当額に千三百十円を加えた額の原資をもつて引き上げること等を内容とする本年六月三日の仲裁裁定の実施につき、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもつて、仲裁裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第百六回国会閣議第七号）

同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第百六回国会閣議第八号）

同（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第百六回国会閣議第九号）

同（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常

勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第百六回国会閣議第一〇号）

要旨

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和六十一年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和六十一年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・四二%相当額に千三百十円を加えた額四千八百七十一円の原資をもつて引き上げるとともに、基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和六十一年四月一日以降、一人当たり、月額四千六百十円の原資をもつて引き上げるものである。

委員長報告

五二ページ参照